

令和4年10月7日
 (最終更新：令和5年2月21日)

仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和3年度）の結果について

～男性の国家公務員の育児休業取得率は初めて6割超え～

人事院は、仕事と家庭の両立支援のための制度等の検討に資するため、令和3年度における一般職の国家公務員の育児休業等、介護休暇等、子の看護休暇及び自己啓発等休業の取得実態について調査を実施しました。

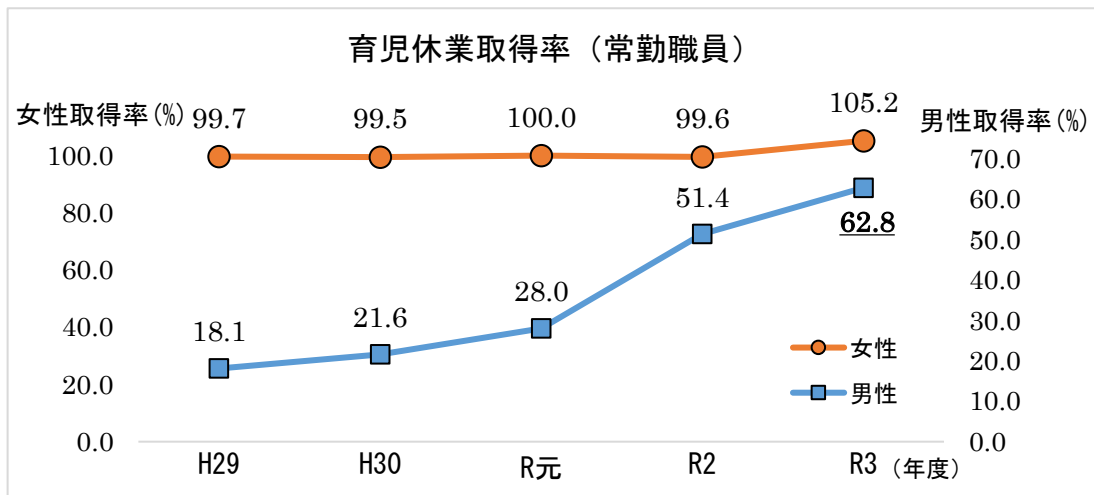
調査結果のポイントは、次のとおりです。

◇ 育児休業等実態調査

1 育児休業

～一般職の男性職員の育児休業取得率は過去最高の62.8%～

- 新たに育児休業をした常勤職員は5,672人
 うち男性は3,654人で取得率62.8%、女性は2,018人で取得率105.2%

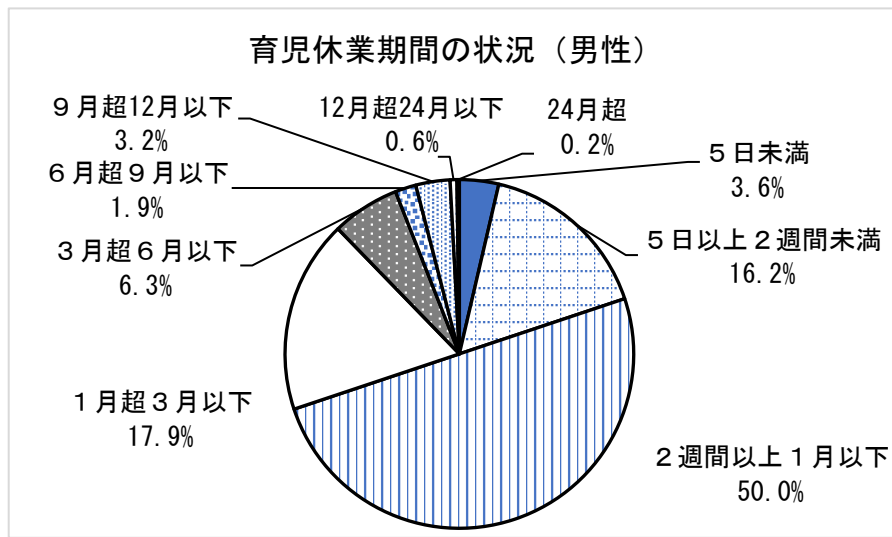


(注) 令和3年度の「取得率」は、令和3年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る）の数（a）に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数（b）の割合（b/a）。
 (b)には、令和2年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せず、令和3年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

～一般職の男性職員の育児休業期間は「2週間以上1月以下」が50.0%～

～一般職の男性職員の育児休業期間は「2週間以上1月以下」が50.0%～

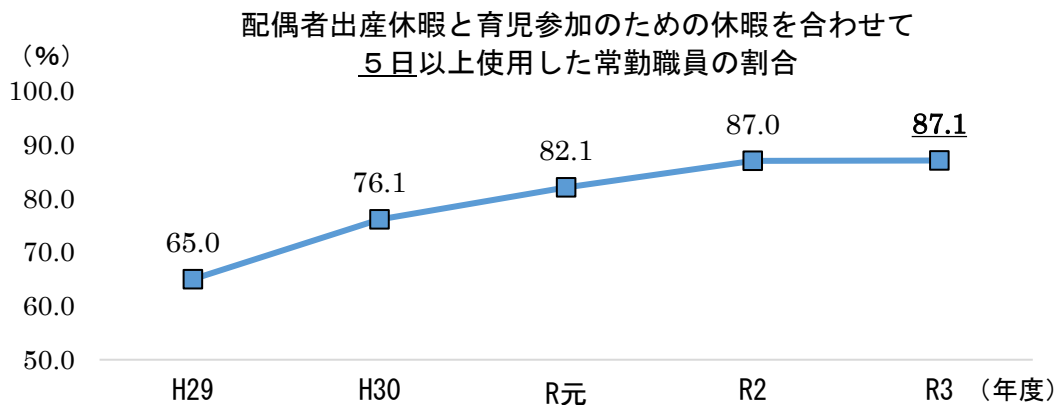
○ 新たに育児休業をした常勤の男性職員の休業期間は、「2週間以上1月以下」が50.0%と最も多くなっており、次いで「1月超3月以下」が17.9%となっています。



2 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇（男性職員のみ対象）

～両休暇を合わせて5日以上使用した職員の割合は、過去最高の87.1%～

○ 配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上使用した常勤職員は5,214人で、令和3年度中に子が生まれた男性職員に占める割合は87.1%



- (注) 1 「配偶者出産休暇」は、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇（行政執行法人にあっては、これに準ずる休暇）
- 2 「育児参加のための休暇」は、妻の産前産後期間中に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇（行政執行法人にあっては、これに準ずる休暇）
- 3 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇は、令和4年1月から非常勤職員も対象となった。

◇ 子の看護休暇使用実態調査

～常勤職員の使用者数は15,855人となり、前回調査に比べ減少～

- 子の看護休暇を使用した常勤職員は15,855人（男性10,121人、女性5,734人）で、前回調査（令和元年）に比べ、男性は814人減少、女性は650人減少

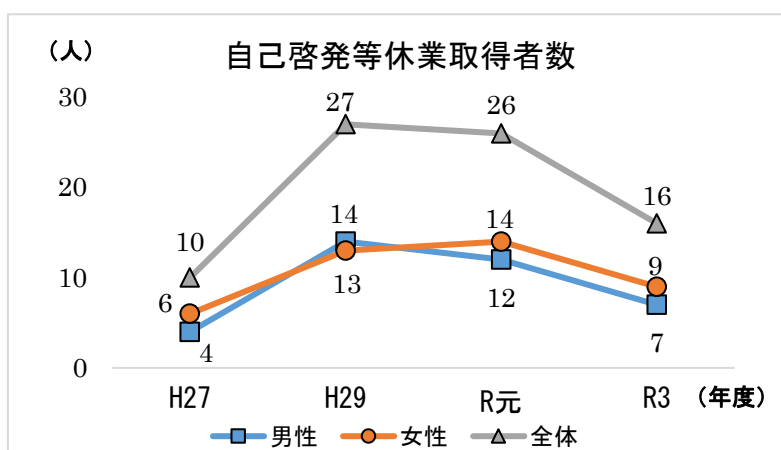
（注）「子の看護休暇」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のために使用できる特別休暇（1年に5日（子が2人以上の場合は1年に10日））

◇ 自己啓発等休業実態調査

～新たに自己啓発等休業をした職員は16人で、前回調査に比べ減少～

- 新たに自己啓発等休業をした常勤職員は16人（男性7人、女性9人）で、前回調査（令和元年度）に比べ、10人（男性5人、女性5人）減少

（注）「自己啓発等休業」は、大学等における修学や国際貢献活動を希望する常勤職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度



（注）1 「育児休業等実態調査」及び「自己啓発等休業実態調査」の対象は、国家公務員の育児休業等に関する法律及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律が適用される一般職国家公務員で、行政執行法人職員を含む。

2 「介護休暇等使用実態調査」及び「子の看護休暇使用実態調査」の対象は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が適用される一般職国家公務員で、行政執行法人職員は含まない。

また、常勤職員の介護休暇等及び子の看護休暇については、令和3年における使用実態を調査している。

以 上

問 合 せ 先	職員福祉局	職員福祉課長	役田 平
	同	企画官	仲田 朝子
		電話	03-3581-5311（内線2574）
			03-3581-5336（直通）

I 育児休業等実態調査の結果

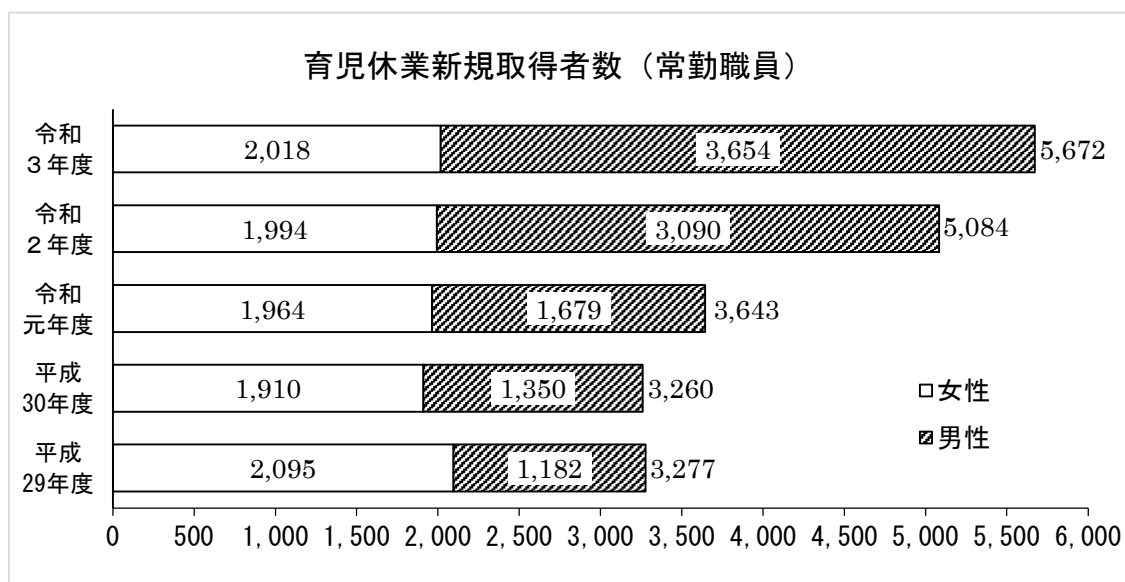
1 育児休業の取得状況

(1) 新規取得者数及び取得率

令和3年度に新たに育児休業をした一般職の常勤の国家公務員（以下「常勤職員」という。）は、5,672人（男性3,654人、女性2,018人）となっており、前年度に比べ588人増加（男性564人増加、女性24人増加）となっています。また、令和3年度に育児休業をした期間がある常勤職員は、8,939人（男性4,189人、女性4,750人）となっています。

令和3年度に新たに育児休業をした一般職の非常勤の国家公務員（以下「非常勤職員」という。）は、306人（男性7人、女性299人）となっており、前年度に比べ30人増加（男性1人減少、女性31人増加）となっています。また、令和3年度に育児休業をした期間がある非常勤職員は、401人（男性10人、女性391人）となっています。

(注) 「育児休業」は、3歳に達するまでの子（非常勤職員については原則として1歳に達するまでの子）を養育するために休業をすることができる制度。

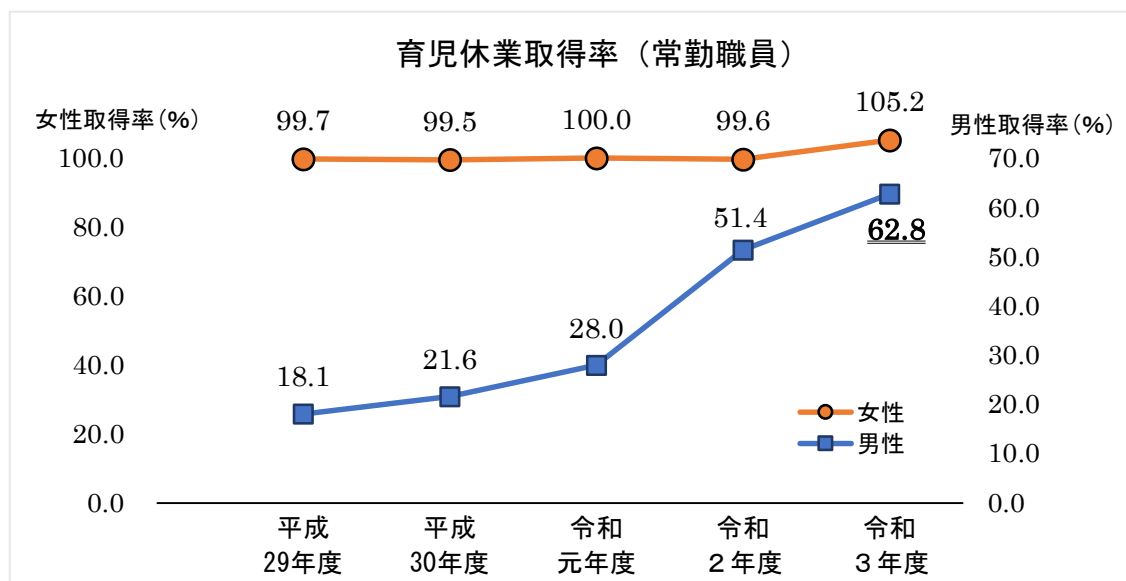


育児休業新規取得者数（非常勤職員）

(人)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
男性	7	8	6	13	7
女性	299	268	250	283	235
全体	306	276	256	296	242

常勤職員の育児休業の取得率を見ると、男性62.8%、女性105.2%となっています。前年度に比べ、男性は11.4ポイント増加、女性は5.6ポイント増加(前年度 男性51.4%、女性99.6%)となっており、男性・女性とも過去最高となっています。



(注)(1) 令和3年度の「取得率」は、令和3年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る）の数（a）に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数（b）の割合（b/a）。（b）には、令和2年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和3年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

(2) 令和2年度の「取得率」は、令和2年度中に新たに育児休業が可能となった職員数（a）に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数（b）の割合（b/a）。（b）には、令和元年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せずに、令和2年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。令和元年度以前の「取得率」も同様。

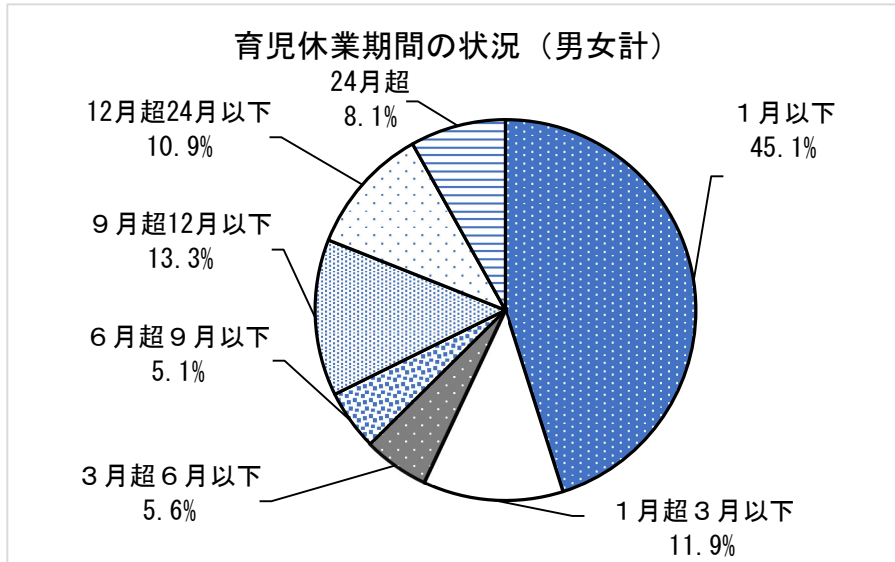
(3) 令和3年度の男性育児休業取得率について、訂正があったため、変更を行っている。

非常勤職員の育児休業の取得率を見ると、男性50.0%、女性102.7%となっています。

(2) 新規育児休業取得者の育児休業期間

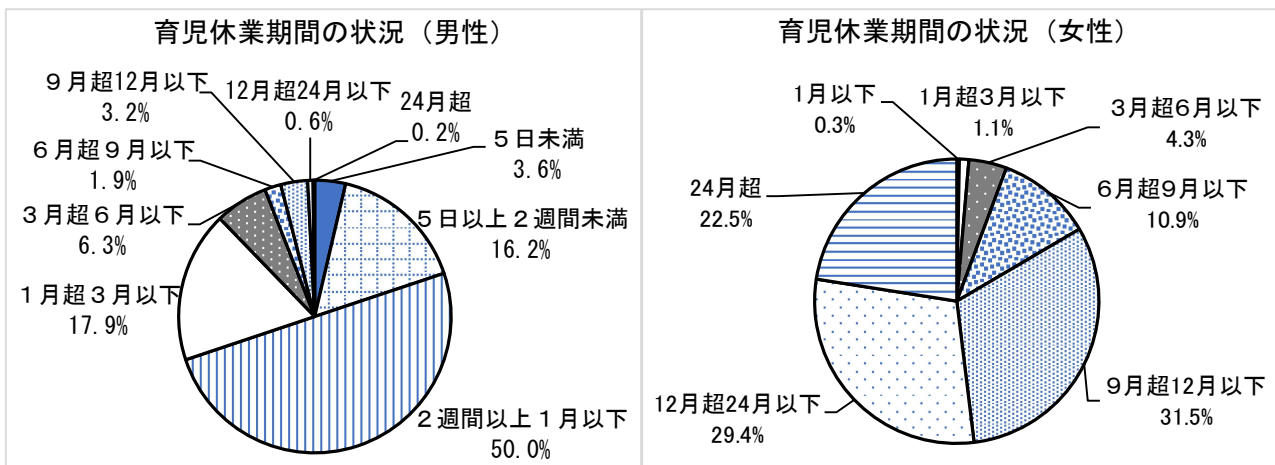
令和3年度に新たに育児休業をした常勤職員の休業期間の平均は、7.1月（男性1.8月、女性16.7月）（前年度 全体7.6月、男性1.8月、女性16.6月）となっています。

休業期間の分布状況を見ると、「1月以下」が45.1%と最も多く、次いで「9月超12月以下」が13.3%、「1月超3月以下」が11.9%の順となっています。



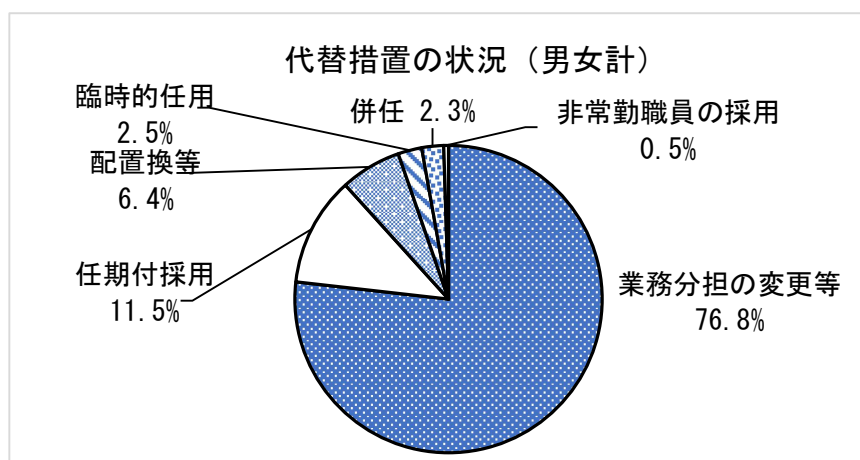
（注）円グラフの内訳は、四捨五入による端数処理の関係で、その合計が100%にならない場合がある（以下の各円グラフにおいて同じ）。

また、休業期間の分布状況を男女別に見ると、男性は1月以下の職員が69.9%を占め、そのうち「2週間以上1月以下」が50.0%と最も多くなっており、女性は「9月超12月以下」が31.5%と最も多くなっています。



(3) 新規育児休業取得者の代替措置

令和3年度に新たに育児休業をした常勤職員に係る代替措置の状況を見ると、「業務分担の変更等」が76.8%と最も多く、次いで「任期付採用」が11.5%となっています。



(4) 職務復帰等の状況

令和3年度に育児休業を終えた常勤職員のうち、育児休業中に退職した者又は職務復帰日に退職した者は、合わせて0.9%となっており、育児休業を終えた者の99.1%（前年度99.4%）が職務に復帰しています。

2 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況

(1) 配偶者出産休暇

令和3年度に子が生まれた男性の常勤職員のうち、配偶者出産休暇を使用した職員の割合は92.2%（5,520人）（前年度91.8%（5,521人））、平均使用日数は1.9日（前年度1.9日）となっています。

令和4年1月～3月に子が生まれた男性の非常勤職員（配偶者出産休暇の使用対象である職員に限る。）のうち、配偶者出産休暇を使用した職員の割合は91.5%（43人）、平均使用日数は1.9日となっています。

(注)(1) 「配偶者出産休暇」は、妻が出産予定である又は出産した男性職員（非常勤職員についてはこのうち勤務日数等の一定の要件を満たす者）に対し、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇（行政執行法人にあっては、これに準ずる休暇）。

(2) 非常勤職員の配偶者出産休暇については令和4年1月に新設されたことから、同年1～3月における使用実態を調査している。

(2) 育児参加のための休暇

令和3年度に子が生まれた男性の常勤職員のうち、育児参加のための休暇を使用した職員の割合は92.7%（5,547人）（前年度92.1%（5,540人））、平均使用日数は4.6日（前年度4.6日）となっています。

令和4年1月～3月に子が生まれた男性の非常勤職員（育児参加のための休暇の使

用対象である職員に限る。)のうち、育児参加のための休暇を使用した職員の割合は89.4% (42人)、平均使用日数は4.6日となっています。

(注)(1) 「育児参加のための休暇」は、妻が出産予定である又は出産した男性職員(非常勤職員についてはこのうち勤務日数等の一定の要件を満たす者)に対し、妻の産前産後期間中に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇(行政執行法人にあっては、これに準ずる休暇)。

(2) 非常勤職員の育児参加のための休暇については令和4年1月に新設されたことから、同年1～3月における使用実態を調査している。

(3) 育児参加のための休暇を使用した職員の割合及び人数について、訂正があったため、変更を行っている。

(3) 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を合わせた使用状況

令和3年度に子が生まれた男性の常勤職員のうち、配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上使用した職員の割合は87.1% (5,214人) (前年度87.0% (5,235人)) となっています。また、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した男性職員の割合は95.3% (5,704人) (前年度95.0% (5,714人)) となっています。

令和4年1月～3月に子が生まれた男性の非常勤職員(配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用対象である職員に限る。)のうち、配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上使用した職員の割合は83.0% (39人) となっています。また、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した男性職員の割合は95.7% (45人) となっています。

(注)(1) 「配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した男性職員」には、どちらか一方の休暇のみ使用した場合と両休暇とも使用した場合のいずれも含まれる。

(2) 配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上使用した職員数について、訂正があったため、変更を行っている。

3 育児短時間勤務の取得状況

令和3年度に新たに育児短時間勤務をした常勤職員は、161人(男性34人、女性127人)となっており、前年度に比べ13人増加(男性5人増加、女性8人増加)となっています。また、令和3年度に育児短時間勤務をした期間がある常勤職員は、288人(男性41人、女性247人)となっています。

(注) 「育児短時間勤務」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週19時間25分から24時間35分までの短時間勤務をすることができる制度。

4 育児時間の取得状況

令和3年度に新たに育児時間を取得した常勤職員は、1,657人(男性325人、女性1,332人)となっており、前年度に比べ235人増加(男性149人増加、女性86人増加)となっています。また、令和3年度に育児時間を取得した期間がある常勤職員は、4,090人(男性483人、女性3,607人)となっています。

令和3年度に新たに育児時間を取得した非常勤職員は、24人（男性1人、女性23人）となっており、前年度に比べ15人減少（男性2人減少、女性13人減少）となっています。また、令和3年度に育児時間を取得した期間がある非常勤職員は、47人（男性3人、女性44人）となっています。

(注) 「育児時間」は、小学校就学の始期に達するまでの子（非常勤職員については3歳に達するまでの子）を養育するため、1日につき2時間まで勤務しないことができる制度（行政執行法人にあっては、これに準ずる制度）。

II 介護休暇等使用実態調査の結果

1 介護休暇の利用者数

令和3年中に介護休暇を使用した常勤職員は、219人（男性106人、女性113人）となっており、前年に比べ17人増加（男性15人増加、女性2人増加）となっています。

令和3年度に介護休暇を使用した非常勤職員は、78人（男性10人、女性68人）となっており、前年度に比べ19人増加（男性1人増加、女性18人増加）となっています。

(注)(1) 「介護休暇」は、負傷、疾病又は老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障がある家族（以下「要介護者」という。）の介護のため、一の継続する要介護状態ごとに通算して6月の期間内（3回まで分割可。非常勤職員については要介護者ごとに通算して93日の期間内。）で休暇を使用できる制度。

(2) 常勤職員の介護休暇等については、令和3年における使用実態を、非常勤職員の介護休暇等については令和3年度における使用実態を調査している。

介護休暇の利用者数（常勤職員）				介護休暇の利用者数（非常勤職員）			
	全体				全体		
	男性	女性		男性	女性		
令和3年	219	106	113	令和3年度	78	10	68
令和2年	202	91	111	令和2年度	59	9	50

(注) 利用者数は、同一の職員が複数の継続する要介護状態（非常勤職員については複数の要介護者）について介護休暇を使用した場合には、それぞれ1人として計上している。

2 介護時間の利用者数

令和3年中に介護時間を使用した常勤職員は、64人（男性19人、女性45人）となっており、前年に比べ9人減少（男性8人減少、女性1人減少）となっています。

令和3年度に介護時間を使用した非常勤職員は、13人（男性1人、女性12人）となっており、前年度と同数（男性1人減少、女性1人増加）となっています。

(注) 「介護時間」は、要介護者の介護のため、一の継続する要介護状態ごと（非常勤職員については要介護者ごと）に連続する3年の期間内で1日につき2時間以内で休暇を使用できる制度。

介護時間の利用者数（常勤職員）				介護時間の利用者数（非常勤職員）			
	全体				全体		
	男性	女性		男性	女性		
令和3年	64	19	45	令和3年度	13	1	12
令和2年	73	27	46	令和2年度	13	2	11

(注) 使用者数は、同一の職員が複数の継続する要介護状態（非常勤職員については複数の要介護者）について介護時間を使用した場合には、それぞれ1人として計上している。

3 職員と要介護者の続柄の状況

常勤職員の介護休暇、介護時間のそれぞれについて、職員と要介護者の続柄を見ると、介護休暇は「父母」が最も多く、次いで「子」、「配偶者」の順となっており、介護時間は「子」が最も多く、次いで「父母」、「配偶者」の順となっています。職員の性別ごとに見ると、男性職員は、いずれの制度も「父母」が最も多くなっています。女性職員について、介護休暇は「父母」が、介護時間は「子」が最も多くなっています。

職員と要介護者の続柄別使用者数（介護休暇：常勤職員） (人)

	合計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他
全体	219 (100.0%)	47 (21.5%)	115 (52.5%)	50 (22.8%)	0 -	2 (0.9%)	4 (1.8%)	1 (0.5%)
男性	106 (100.0%)	35 (33.0%)	48 (45.3%)	21 (19.8%)	0 -	1 (0.9%)	1 (0.9%)	0 -
女性	113 (100.0%)	12 (10.6%)	67 (59.3%)	29 (25.7%)	0 -	1 (0.9%)	3 (2.7%)	1 (0.9%)

職員と要介護者の続柄別使用者数（介護時間：常勤職員） (人)

	合計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他
全体	64 (100.0%)	4 (6.3%)	27 (42.2%)	32 (50.0%)	0 -	0 -	1 (1.6%)	0 -
男性	19 (100.0%)	3 (15.8%)	11 (57.9%)	4 (21.1%)	0 -	0 -	1 (5.3%)	0 -
女性	45 (100.0%)	1 (2.2%)	16 (35.6%)	28 (62.2%)	0 -	0 -	0 -	0 -

(注) 各欄の()内は、合計に占める割合。四捨五入による端数処理の関係で、その合計が100%にならない場合がある。(Ⅱ4～7の各表において同じ。)

4 介護休暇の使用パターンの状況

常勤職員の介護休暇について、使用パターンを見ると、主として全日の休暇を連続して使用した職員の割合は、71.7%となっており、主として断続して使用した職員を合わせると、主として全日の休暇を使用した職員は、93.2%となっています。

介護休暇の使用パターン別使用者数(常勤職員) (人)

合計	主として全日		主として時間	
	主として連続	主として断続	主として連続	主として断続
219 (100.0%)	157 (71.7%)	47 (21.5%)	9 (4.1%)	6 (2.7%)

(注) 「主として全日」とは、取得した休暇のおおむね半数以上が全日の休暇であったパターン。
「主として時間」とは、取得した休暇のおおむね半数以上が時間単位の休暇であったパターン。
「主として連続」とは、休暇のおおむね半数以上が2日以上続けて取得したものであったパターン。
「主として断続」とは、休暇のおおむね半数以上が1日以上間を置いて取得したものであったパターン。

5 介護休暇の指定期間の状況

常勤職員の介護休暇について、指定期間の分布状況を見ると、「5月超6月以下」が25.6%と最も多く、次いで「1月以下」が24.2%、「1月超2月以下」が22.4%の順となっています。

(注) 「指定期間」は、職員の申出に基づき、職員が介護休暇を請求できる期間として各省各庁

の長が指定する期間。職員はこの指定期間の中で、全日の休暇又は時間単位の休暇を使用。
 (注) 指定期間が年をまたぐ場合には、令和3年内における期間だけでなく指定期間全体について計上して

介護休暇の指定期間別使用者数（常勤職員） (人)

合計	1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超 6月以下	うち6月	
219 (100.0%)	53 (24.2%)	49 (22.4%)	33 (15.1%)	17 (7.8%)	11 (5.0%)	56 (25.6%)	47 (21.5%)	

おり、また、分割して指定している場合には、通算した期間について計上している。

6 介護休暇の分割取得の状況

令和3年中に介護休暇を使用した常勤職員のうち、分割取得をした職員の割合は、28.8%となっています。

介護休暇の分割取得の有無別使用者数（常勤職員）（人）

合計	分割取得あり	分割取得なし
219 (100.0%)	63 (28.8%)	156 (71.2%)

7 介護休暇使用後の状況

常勤職員について、介護休暇使用後の状況を見ると、職員による介護が不要となった職員は52.1%となっています。引き続き職員の介護が必要な場合、最も多く利用されている制度は短期介護休暇となっています。

介護休暇使用後の状況別使用者数（常勤職員） (人)

合計	職員による介護が不要						引き続き職員が介護									
	小計	対象者が死亡	対象者が治癒	家族等が介護	介護施設へ入所	その他	小計	早出遅出勤務を利用	フレックスタイム制を利用	介護時間を利用	年次休暇を利用	短期介護休暇を利用	欠勤して介護	その他	退職して介護	不明
192 (100.1%)	100 (52.1%)	39 (20.3%)	26 (13.5%)	16 (8.3%)	11 (5.7%)	8 (4.2%)	89 (46.4%)	6 (3.1%)	9 (4.7%)	10 (5.2%)	21 (10.9%)	25 (13.0%)	0 -	9 (4.7%)	9 (4.7%)	3 (1.6%)

----- 複数回答 -----

(注) 令和4年1月1日以降も引き続き介護休暇を使用している者は含まない。

Ⅲ 子の看護休暇使用実態調査の結果

令和3年中に子の看護休暇を使用した常勤職員は、15,855人（男性10,121人、女性5,734人）となっており、前回調査（令和元年）に比べ1,464人減少（男性814人減少、女性650人減少）となっています。また、平均使用日数は3.4日（男性3.2日、女性3.9日）となっています。

(注) (1) 「子の看護休暇」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のために使用できる特別休暇（1年に5日（子が2人以上の場合は1年に10日））。

(2) 常勤職員の子の看護休暇については、令和3年における使用実態を調査している。

子の看護休暇の使用者数（常勤職員）

常勤職員	全体	性別	
		男性	女性
使用者数	15,855人	10,121人	5,734人
平均使用日数	3.4日	3.2日	3.9日

令和3年度に子の看護休暇を使用した非常勤職員は、844人（男性23人、女性821人）となっており、前回調査（令和元年度）に比べ143人減少（男性9人減少、女性134人減少）となっています。また、平均使用日数は3.1日（男性2.7日、女性3.1日）となっています。

(注) 非常勤職員の子の看護休暇は、一の年度について付与されるものであり、令和3年度における使用実態を調査している。

子の看護休暇の使用者数（非常勤職員）

非常勤職員	全体	性別	
		男性	女性
使用者数	844人	23人	821人
平均使用日数	3.1日	2.7日	3.1日

IV 自己啓発等休業実態調査の結果

令和3年度に新たに自己啓発等休業をした常勤職員は、16人（男性7人、女性9人）となっており、前回調査（令和元年度）に比べ10人減少（男性5人減少、女性5人減少）となっています。また、休業事由別に見ると、大学等における修学が16人、国際貢献活動が0人となっており、平均休業期間は、1年4月（令和元年度1年6月）となっています。

（注） 「自己啓発等休業」は、大学等における修学や国際貢献活動を希望する常勤職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度。

	合 計	休業事由		(令和3年度) 平均休業期間
		大学等における修学	国際貢献活動	
全体	16人 (26人)	16人 (23人)	0人 (3人)	1年4月 (1年6月)
男性	7人 (12人)	7人 (12人)	0人 (0人)	
女性	9人 (14人)	9人 (11人)	0人 (3人)	

（注） 各欄の（ ）内は、前回調査（令和元年度）の結果による。

以 上

令和3年度における一般職国家公務員の育児休業の新規取得状況

	男性			女性		
	新規取得者数(A)	令和3年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)(B)	取得率(%) A/B	新規取得者数(A')	令和3年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)(B')	取得率(%) A'/B'
会計検査院	22	29	75.9%	17	18	94.4%
人事院	10	12	83.3%	4	3	133.3%
内閣官房	7	28	25.0%	3	3	100.0%
内閣法制局	0	1	0.0%	0	0	-
内閣府	34	59	57.6%	16	18	88.9%
宮内庁	8	17	47.1%	3	3	100.0%
公正取引委員会	21	24	87.5%	10	10	100.0%
警察庁	65	156	41.7%	17	21	81.0%
個人情報保護委員会	0	3	0.0%	0	0	-
カジノ管理委員会	2	4	50.0%	0	0	-
金融庁	21	46	45.7%	19	20	95.0%
消費者庁	5	8	62.5%	3	3	100.0%
デジタル庁	6	13	46.2%	0	0	-
復興庁	2	5	40.0%	0	0	-
総務省	40	79	50.6%	39	40	97.5%
公害等調整委員会	1	1	100.0%	0	0	-
消防庁	1	5	20.0%	0	0	-
法務省	657	1,151	57.1%	315	291	108.2%
出入国在留管理庁	87	120	72.5%	82	72	113.9%
公安審査委員会	0	1	0.0%	0	0	-
公安調査庁	25	30	83.3%	15	12	125.0%
外務省	46	135	34.1%	49	50	98.0%
財務省	260	352	73.9%	129	128	100.8%
国税庁	1,100	1,282	85.8%	550	519	106.0%
文部科学省	19	37	51.4%	23	18	127.8%
スポーツ庁	3	3	100.0%	2	2	100.0%
文化庁	2	8	25.0%	1	1	100.0%
厚生労働省(中央労働委員会を含む。)	371	479	77.5%	223	201	110.9%
農林水産省	94	144	65.3%	87	84	103.6%
林野庁	40	61	65.6%	18	18	100.0%
水産庁	8	9	88.9%	4	7	57.1%
経済産業省	43	82	52.4%	45	41	109.8%
資源エネルギー庁	4	11	36.4%	3	2	150.0%
特許庁	37	56	66.1%	18	21	85.7%
中小企業庁	3	3	100.0%	1	1	100.0%
国土交通省	313	648	48.3%	182	182	100.0%
観光庁	2	3	66.7%	1	1	100.0%
気象庁	53	63	84.1%	12	10	120.0%
運輸安全委員会	1	2	50.0%	0	0	-
海上保安庁	144	504	28.6%	53	49	108.2%
環境省	26	42	61.9%	25	25	100.0%
原子力規制委員会	15	19	78.9%	4	2	200.0%
防衛省	0	0	-	0	0	-
小計	3,598	5,735	62.7%	1,973	1,876	105.2%
独立行政法人国立公文書館	0	0	-	0	0	-
独立行政法人統計センター	3	9	33.3%	6	5	120.0%
独立行政法人造幣局	4	14	28.6%	3	3	100.0%
独立行政法人国立印刷局	45	52	86.5%	23	23	100.0%
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	3	5	60.0%	8	7	114.3%
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	2	0.0%	1	1	100.0%
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	1	5	20.0%	4	4	100.0%
小計	56	87	64.4%	45	43	104.7%
総計	3,654	5,822	62.8%	2,018	1,919	105.2%

(注) 1 「新規取得者数」とは、令和3年度中に新たに育児休業(再度の育児休業等を除く。)を取得した職員数をいう。
2 「令和3年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)」とは、同年度中に子が出生した職員で、臨時的任用職員並びに育児休業、配偶者同行休業又は産前・産後休暇に伴う任期付職員並びに勤務延長職員以外の者をいう。
3 「取得率」は、「令和3年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)」に対する「新規取得者数」の割合。「新規取得者数」には、令和2年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和3年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

令和3年度における一般職国家公務員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況

	令和3年度中に子が生まれた男性職員数(A)	配偶者出産休暇		育児参加のための休暇		配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇	
		(A)のうち配偶者出産休暇を使用した職員数(B)	使用率(%) B/A	(A)のうち育児参加のための休暇を使用した職員数(B')	使用率(%) B'/A	(A)のうち合わせて5日以上の休暇を取得した職員数(C)	使用率(%) C/A
会計検査院	29	26	89.7%	29	100.0%	28	96.6%
人事院	12	11	91.7%	12	100.0%	12	100.0%
内閣官房	33	27	81.8%	26	78.8%	23	69.7%
内閣法制局	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
内閣府	60	55	91.7%	52	86.7%	46	76.7%
宮内庁	18	17	94.4%	18	100.0%	16	88.9%
公正取引委員会	24	23	95.8%	23	95.8%	20	83.3%
警察庁	163	154	94.5%	160	98.2%	157	96.3%
個人情報保護委員会	3	2	66.7%	3	100.0%	2	66.7%
カジノ管理委員会	4	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
金融庁	46	39	84.8%	39	84.8%	35	76.1%
消費者庁	8	7	87.5%	6	75.0%	6	75.0%
デジタル庁	13	10	76.9%	10	76.9%	8	61.5%
復興庁	5	4	80.0%	5	100.0%	4	80.0%
総務省	79	66	83.5%	60	75.9%	55	69.6%
公害等調整委員会	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
消防庁	5	4	80.0%	3	60.0%	2	40.0%
法務省	1,212	1,159	95.6%	1,197	98.8%	1,178	97.2%
出入国在留管理庁	108	93	86.1%	103	95.4%	90	83.3%
公安審査委員会	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
公安調査庁	32	31	96.9%	31	96.9%	28	87.5%
外務省	135	38	28.1%	40	29.6%	26	19.3%
財務省	380	358	94.2%	362	95.3%	333	87.6%
国税庁	1,282	1,251	97.6%	1,244	97.0%	1,217	94.9%
文部科学省	37	32	86.5%	33	89.2%	23	62.2%
スポーツ庁	3	2	66.7%	3	100.0%	1	33.3%
文化庁	8	8	100.0%	8	100.0%	8	100.0%
厚生労働省(中央労働委員会を含む。)	491	461	93.9%	447	91.0%	417	84.9%
農林水産省	144	132	91.7%	132	91.7%	117	81.3%
林野庁	67	57	85.1%	56	83.6%	44	65.7%
水産庁	13	9	69.2%	10	76.9%	8	61.5%
経済産業省	84	78	92.9%	81	96.4%	74	88.1%
資源エネルギー庁	11	11	100.0%	11	100.0%	11	100.0%
特許庁	56	49	87.5%	46	82.1%	42	75.0%
中小企業庁	8	6	75.0%	7	87.5%	7	87.5%
国土交通省	692	624	90.2%	607	87.7%	543	78.5%
観光庁	3	1	33.3%	1	33.3%	0	0.0%
気象庁	62	59	95.2%	58	93.5%	48	77.4%
運輸安全委員会	2	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
海上保安庁	504	485	96.2%	490	97.2%	471	93.5%
環境省	42	32	76.2%	31	73.8%	22	52.4%
原子力規制委員会	19	12	63.2%	14	73.7%	11	57.9%
防衛省	0	0	-	0	-	0	-
小計	5,900	5,442	92.2%	5,467	92.7%	5,141	87.1%
独立行政法人国立公文書館	0	0	-	0	-	0	-
独立行政法人統計センター	9	8	88.9%	8	88.9%	7	77.8%
独立行政法人造幣局	14	13	92.9%	14	100.0%	11	78.6%
独立行政法人国立印刷局	52	48	92.3%	52	100.0%	51	98.1%
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	5	3	60.0%	3	60.0%	2	40.0%
独立行政法人製品評価技術基盤機構	2	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	5	5	100.0%	3	60.0%	2	40.0%
小計	87	78	89.7%	80	92.0%	73	83.9%
総計	5,987	5,520	92.2%	5,547	92.7%	5,214	87.1%